

7月1日から

福祉医療費助成制度が変わります

問い合わせ 保険年金課医療助成担当 ☎38-2037

市では、医療費(保険診療分のみ対象)の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。七月一日より受給対象者・自己負担額・所得制限等が改正され、医療区分・扶養人数により本人・保護者・扶養義務者の所得制限があります。新たに制度の対象になるかたは、受給者証の交付申請をしてください。

申請には健康保険証・印鑑が必要です。また、申請時には転入者は平成十七年度所得証明書、のかたは身体障害者手帳、または療育手帳、のかたは精神障害者保健福祉手帳が必要です。

現在、福祉医療費助成制度を受けているかたは、申請の必要はありません。

	対象年齢等	所得制限等(平成16年分所得)
老人医療	65歳～70歳誕生月の末日まで	受給者本人の平成17年度市町村民税が非課税であること 65歳以上の世帯全員が市民税の課税所得金額が145万円未満
乳幼児医療	0歳児	保護者などの所得制限なし
	1歳～小学校就学前まで	保護者などの所得制限は460万円未満
母子家庭等医療	父子・母子家庭で18歳に達した後の、最初の3月31日までの子と子の父・母等、および父母と死別した子等	受給者本人および子の養育者の所得制限は192万円未満 高等学校等に在学中の子(満20歳まで) 高等専門学校第3学年終了までの子(満20歳まで)
心身障害者(児)医療	身体障害者手帳1級～3級 および療育手帳(A・B1)	受給者本人の所得制限は360万4,000円未満 配偶者・扶養義務者は628万7,000円未満
高齢心身障害者医療	老人保健法医療受給のかたで 身体障害者手帳1級～3級 および療育手帳(A・B1)	受給者本人の所得制限は360万4,000円未満 配偶者・扶養義務者は628万7,000円未満
重度精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人の所得制限は360万4,000円未満 配偶者・扶養義務者は628万7,000円未満

【本人自己負担】	老人	乳幼児	母子	心身障害者(児)	高齢障害者	重度精神障害者
	2割または1割	外来1医療機関1回700円を限度に月2回まで。入院月額2,800円 *0歳から3歳誕生月までは自己負担なし。	外来1医療機関1回500円を限度に月2回まで。入院月額2,000円。	外来1医療機関1回500円を限度に月2回まで。入院月額2,000円。	外来1医療機関1回500円を限度に月2回まで。入院月額2,000円。	外来1医療機関1回500円を限度に月2回まで。入院月額2,000円。

*上表と併せてご覧ください。

阪神間都市計画決定案の縦覧

縦覧件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定
(若宮町地区地区計画)芦屋市決定案の縦覧
(奥池町地区地区計画)芦屋市決定案の縦覧

縦覧期間 5月6日～5月20日(平日の執務時間内)

縦覧場所 都市計画課(市役所北館3階)

この案について、住民および利害関係人は縦覧期間中に芦屋市に意見書を提出することができます。上記の縦覧場所に提出してください。

問い合わせ 都市計画課(まちづくり・開発事業担当) ☎38-2109



「宅地防災月間」のお知らせ

県では、梅雨期をひかえた5月を宅地防災月間とし、「宅地の災害防止」について各種事業を実施します。

市では、5月12日(木)に「防災パトロール」を関係機関と合同で実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、その状況に応じて注意・指導等を行います。また、危険宅地の改善を促進するため「宅地防災相談」を実施しますので、宅地の安全性等に疑問をお持ちのかたはご利用ください。

【宅地防災相談】日時 5月19日(木)午後1時～4時 会場 市役所北館4階第8会議室

問い合わせ 県阪神南県民局県土整備部建築課 ☎06-6481-7641

平成17年国勢調査調査員募集

5年に1度行われる国勢調査が、今年10月1日、全国一斉に実施されます。市では、今回の調査員の仕事に従事していただくかたを、次のとおり広く募集します。

募集期間 5月20日まで 募集要件 市内に居住し、20歳以上で調査活動ができる健康なかた 調査で知り得たことなど、秘密の保持ができるかた 警察、選挙、税務事務に従事していないかた 調査員の仕事 調査票の配布と回収、調査票の点検と提出など 報酬 未定(45,000円程度を予定) 応募方法 はがきに住所氏名生年月日電話番号職業調査経験をご記入の上、下記へ。
*結果は、6月初旬に郵便で通知します。

問い合わせ 総務部総務課 ☎38-2010

(〒659-8501 精道町7-6)

今年も、たくさんのお友だちが幼稚園に入学してきます。幼稚園では、入園してからの生活が毎日楽しく通えるようにと願っています。しかし、初めての集団生活です。戸惑いや不安も出てきます。園では、これらの機会を社会生活の第一歩と認め、一人ひとりに合わせた生活習慣を、基本的な生活習慣は、幼児が「自分で取り組む意欲や自立心を育てていくこと、また、お友だちとかかわりながら、遊びたい思いを満足できる主体的な活動を展開する中で身につけていくこと」を目標としています。多少時間がかかっても幼児が、自分ですらうとすることは、そっと見守り、励ましていきたいものです。入園当初は、身近な自然に触れながら、さまざまな体験をさせ、幼児の心を揺さぶっていきます。遊びの中にもルールがあり、「して悪いこと悪いこと」といいます。遊びの中でのトラブルは、良い機会だととらえて指導します。帰りの道「今日帰ると、お母さんとお話をしよう」と、幼稚園の良きところを伝えてください。



幼稚園ってどんなところ?

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

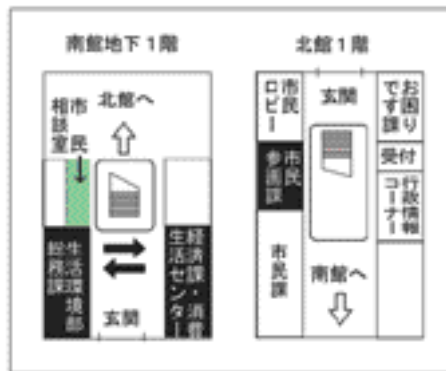
西宮社会保険事務所の年金出張相談

内容 年金請求・資格・年金見込み額(55歳以上)等
日時 5月11日(水)午後0時30分～3時30分
会場 芦屋市役所北館2階第3会議室
持ち物 年金手帳(基礎番号通知書または納付書)・印鑑・委任状(代理のかたの場合)

問い合わせ 西宮社会保険事務所 ☎0798-33-1285

市民参画課が市役所北館に移転

問い合わせ 管財・検査課 ☎38-2013



四月十一日(月)から、市民参画課(☎38-2007)の執務場所が市役所北館1階(上図)に移転しました。ただし、国際文化担当および女性センターについては、引き続きラ・モール芦屋二階で執務しています。

南館地下一階(上図)では、経済課と生活環境部総務課の執務室が入れ替わっています。ご不自由をおかけすることがあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

国民年金・学生納付特例制度

問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

国民年金制度は、20歳になればすべての人が被保険者となり、学生のかたも国民年金に加入して国民年金保険料を期日までに納付しなければなりません。

しかし、本人の前年所得が118万円(扶養親族等があればその人数に応じた額が加算)以下の場合、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度」が適用されます。

制度の改正により、これまで該当しなかった一部の各種学校についても、4月からは1年以上の課程に在籍する場合は対象となります。また、国内の海外大学日本分校で、文部科学大臣が指定した課程(テンプル大学)に在籍しているかたも対象となります。

学生納付特例制度を申請されるかたは、年金手帳・学生証・印鑑を持参し、上記窓口へお越しください。すでに、はがきで申請をされているかたは、今回の申請は不要です。届出をされ、承認されると納付は不要となりますが、学生納付特例期間中に発生したけがや病気により、重度の障害になった場合は、障害基礎年金の申請ができます。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されない期間となります。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付すれば、通常に納付された期間と同様の取り扱いとなります(追納する場合、免除を受けた年度から2年を経過した分は、経過した年数に応じて加算された額)。一般のかたには、申請免除・若年者納付猶予制度があります。ご希望のかたは、上記へお問い合わせください。

西宮社会保険事務所の年金出張相談

内容 年金請求・資格・年金見込み額(55歳以上)等
日時 5月11日(水)午後0時30分～3時30分
会場 芦屋市役所北館2階第3会議室
持ち物 年金手帳(基礎番号通知書または納付書)・印鑑・委任状(代理のかたの場合)

問い合わせ 西宮社会保険事務所 ☎0798-33-1285